

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第99号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年6月17日 18時15分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市三島灯台から真方位115° 17.7海里付近 (概位 北緯34° 36' 00" 東経129° 46' 00")	
事故等調査の経過	平成21年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 JANGHO TRADER、879トン 8622593 (IMO 番号)、JANGHO SHIPPING CO., LTD</p> <p>B 漁船 弘信丸、19トン NS2-15667 (漁船登録番号)、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 一等航海士、一等航海士免許</p> <p>A 操舵手、不詳</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船首部擦過傷</p> <p>B 左舷船首部圧損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長ほか8人が乗り組み、一等航海士Aが、操舵手とともに当直して、長崎県対馬比田勝港の東方海域を約123°の針路及び約9ノット(kn)の速力で、自動操舵により航行中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、約030°の針路及び約9knの速力で自動操舵により航行中、平成21年6月17日18時15分ごろ、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>その後、A船は、海上保安署の調査を受けたのち、自力航行して福島県小名浜港に向かい、B船は、僚船に無線で事故発生を連絡して、僚船が海上保安署に事故通報し、その後、自力航行して長崎県勝本港に帰港した。</p>	
気象・海象	気象：風向 東、風速 約4.0m/s、降水量 0mm (西方17海里付近に位置する鰐浦地域気象観測所の18時00分の観測値)	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>一等航海士Aは、B船を初認後、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>一等航海士Aは、レーダーで右舷船首方0.7海里付近にB船を初認したが、同船が自船を避けてくれるかもしれないと判断して航行を続け、0.4海里付近に接近したことから、汽笛を1回吹鳴して注意喚起して、左舵一杯をとったものの間に合わなかった可能性があると考えられる。</p>

	<p>船長Bは、A船を初認後、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、レーダーで左舷船首方1.5海里付近にA船を初認したが、同船が自船を避けてくれるか、又は自船前路を無難に通航すると考え、魚群探索に専念していた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、A船の汽笛を聞いて、左舷船首方間近に迫った同船を認め、機関を後進にかけたが、間に合わなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、対馬東方海域において、A船が南東進中、B船が北東進中、A船が針路、速力を変えずに航行し、また、B船が魚群探索に専念して航行したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>